報告者：小川健（専修大学）

論題：ビットコインの法定通貨化と通貨・送金制度

報告言語：日本語

要旨：2021(令和3)年6月に日本と国交のある(治安の悪い国と位置付けられる)中米エルサルバドルで(米ドルに加え)ビットコインを法定通貨に加えるビットコイン法が可決をし、南米パラグアイ等追随の報道が出ている。これに対し日本では否定的な見解の方が圧倒的に多いが、一部肯定的な見解も存在する。資金決済法で外国通貨を暗号資産から除く法的な定義を有している日本政府はこの件でビットコインは外国通貨から除外し引き続き暗号資産であるとの政府答弁を決めたが、それは(ビットコイン法第12条等にある)強制通用力の除外規定の部分を根拠としている。ところでビットコインの法定通貨化はこのエルサルバドルの事案より遥か前から近藤(2015)など非学術誌等でさえ議論されて来たテーマであり、報告者も小川(2016)という紀要原稿等を有している。今回のビットコイン法のあり方はこうした議論を改めて見直す必要のある案件であり、一方で携帯電話を国民の8割が持つのに国民の7割が銀行口座を持たない中、USA等からの送金がGDPの約22%にも達する送金重要国であるエルサルバドルにおいて、ブケレ大統領の考える金融包摂の観点でこのビットコインの法定通貨化が最適な選択だったのか、ブロックチェーンのトリレンマやライトニング技術の発展、ビットコインの分裂によるビットコインキャッシュの誕生等様々な観点から議論を加える。この議論は日本が将来的にデジタル円等のCBDC(中央銀行デジタル通貨)を検討する際の強制通用力に関する議論の一里塚ともなるものである。